

定款

トグルホールディングス株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、トグルホールディングス株式会社と称し、英文ではtoggle holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸及び仲介並びに所有、管理及び利用
2. 一般建築、宅地造成工事請負
3. 不動産特定共同事業法に基づく事業
4. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業
5. 株式の保有、売買その他の投資事業
6. 国内外における各種事業及び有価証券への投資、売買、保有及び運用並びに投資
コンサルティング
7. 資産運用、資産管理及び財産管理に関する提案及びコンサルティング
8. 損害保険代理業及び生命保険代理業
9. 建築設計監理業務
10. 温泉から湧き出る湯の所有、管理
11. 温泉利用施設の運営
12. ホテルの運営
13. 発電及び電気の供給に関する事業
14. インターネットメディア、ウェブサイト及びウェブコンテンツの企画、制作、
デザイン、販売、運営、保守及び管理
15. インターネットに関するコンサルティング
16. 情報サービス業
17. 人工知能（AI）及びその関連技術の研究、開発、運用、販売及びそれらに関する
コンサルティング
18. 宣伝及び広告業
19. マーケティング及びコンサルティング業務
20. 有料職業紹介事業
21. 人材育成及び教育研修に関する事業
22. 経営及び人事に関するコンサルティング
23. 電気通信サービスの販売代理店業
24. 前各号の事業を営む会社（外国会社を含む）、その他これに準ずる事業体の株
式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
25. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,070,740株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、**代表**取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1人を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、6名以内とする。

(選任の方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役を1名選定する。

2. 当会社の代表取締役は、当会社の業務を統括する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任の方法)

第32条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって選任する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 金銭である未払いの配当財産には利息を付さない。

第8章 附則

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

2020年6月15日制定

2023年7月14日改訂

2023年9月27日改訂

2024年7月17日改訂

2024年12月4日改訂

2024年12月27日改訂

2025年4月1日改訂

2025年9月29日改訂

2026年3月31日改訂

2026年7月10日改訂

2026年7月11日改訂

2026年10月20日改訂